

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和5年5月23日付けの「支払済み保護費の返還決定について」（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

無差別平等であり、朝日訴訟の判例もあり、この通知書は、善意の第三者は救われるのであるから、本件処分は違法・不当である。

善意の第三者は救われる、不法行為とみなす、故意、過失、過失責任主義 福祉事務所の職員が念に2回の訪問に瑕疵により違法性あり 不法行為が認められる 損害 得べかりし利益 因果関係 こちらが払う認識がなければ払う義務なし

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月 4日	諮問
令和7年 5月 16日	審議（第100回第1部会）
令和7年 6月 17日	審議（第101回第1部会）
令和7年 7月 2日	処分庁へ調査照会
令和7年 7月 18日	審議（第102回第1部会）
令和7年 8月 5日	審議（第103回第1部会）
令和7年 8月 15日	処分庁から回答を収受
令和7年 9月 29日	審議（第104回第1部会）
令和7年 10月 17日	審議（第105回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 住宅扶助

ア 法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維

持することのできない者に対して、住居（第1号）等の範囲内において行われるとされる。

イ 「特定障害者特別給付費の対象拡大に伴う生活保護制度上の取扱いについて」（平成23年9月14日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「補足給付取扱通知」という。）によれば、障害保健福祉制度の措置として、障害者自立支援法による共同生活援助（グループホーム）等に係る支給決定を受けている障害者に対し、特定障害者特別給付費（以下「補足給付」という。）月額10,000円（支給対象者が入居している共同生活住居における家賃の月額が10,000円未満の場合は当該家賃の額）を支給することとされ、補足給付は事業者による代理受領が可能とされている。

そして、補足給付を受ける被保護者について、事業者による代理受領が行われる場合は、契約している家賃額から当該補足給付を控除した額を住宅扶助費として認定し、補足給付の支給決定額は障害福祉サービス受給者証に記載されることから、保護の実施機関においては、当該受給者証の写しの提出を受ける等により支給決定額を確認の上、住宅扶助費を算定するものとされている。

また、事業者による代理受領が行われる場合、事業者から被保護者に請求される家賃は当該支給対象月（平成23年10月分の補足給付が支給される者は同年10月）から減額されることとなるとされている。

(3) 申請による保護

法24条1項によれば、保護を申請する者は、要保護者の資産及び収入の状況等、同条各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされ、法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状況を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに職権をもってその決定を行うとされている。

(4) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(5) 費用返還義務について

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものとされている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

また、「生活保護運用事例集（令和5年3月改訂版）」（以下「都運用事例集」という。）問11-6によれば、保護受給中に基準額の変更がありながら、正しい扶助費の計算が行われていなかったことから、結果として、保護費の過大な支給が行われた場合、決定処分がなされた後に、何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度までとされており、それを超える部分については、当該被保護世帯に最低生活費と比較した場合の余剰が生じていることになるため、法63条を適用して返還を求めるとされている。

(6) 補足給付取扱通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、都運用事例集は、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

処分庁は、請求人について本件保護開始を行い、令和2年1月分から家賃と同額（45,000円）の住宅扶助を決定したところ、グループホームを運営する〇〇の担当者（以下「GH担当者」という。）からの報告により、〇〇は補足給付として月額10,000円を代理受領していたことが判明したことから、処分庁は、請求人が〇〇と契約している家賃から補足給付を控除した額を住宅扶助費として認定することとし、遡及して変更可能な令和4年12月分から令和5年2月分までについては、住宅扶助費の保護変更を決定し、令和2年1月分から令和4年11月分までについては、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、本件返還対象期間において請求人に実施した住宅扶助費のうち補足給付相当額（350,000円）を、請求人に対し返還を求めることを決定した（本件処分）ことが認められる。

しかし、補足給付取扱通知において、保護の実施機関においては、障害福祉サービス受給者証の写しの提出を受ける等により支給決定額を確認の上、住宅扶助費を算定する（1・(2)・イ）とされているところ、処分庁は、保護開始時点より、請求人が精神障害者グループホームに入居しており、GH担当者から補足給付を受ける予定であることを聞いていたが、GH担当者からグループホームの家賃に係る請求書を受領するまでの間、補足給付の支給決定額を確認していなかったことが認められる。

そして、処分庁が、障害福祉サービス受給者証の写しの提出を受ける等により、請求人に補足給付が支給されている事実を早期に把握していれば、住宅扶助費の過大支給を未然に防げたといえる。このことは、当審査会が処分庁に対して行った、行政不服審査法81条3項において準用する同法74条の規定に基づく調査に対し、処分庁自らが、請求人に対し障害福祉サービス受給者証の写しの提出を求めることや、GH担当者に対し補足給付が決定されているかについて再度確認すること、又は障害保健福祉担当部局と連携し補足給付の決定状況について確認するこ

と等を行っていけば、結果として、今回の住宅扶助費の過払いを早期に未然に防ぐことができたものと考えている旨を回答していることから、明らかである。

被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求めるべきことは、上記1のとおりであるが、本件における事情に鑑みれば、処分庁としては、補足給付の支給決定額に係る確認・調査等を適正に行うことにより、請求人に補足給付が支給されている事実を早期に把握することが容易に可能であった。かような事情の下、住宅扶助費の過大支給の責めを請求人のみに負わせるのは適切ではない。この点において、本件処分の決定に際して処分庁による十分な検討が行われたとはいえないから、本件処分は取消しを免れない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙(略)